

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－２ 「その他付随業務」の取扱い</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>Ⅲ－４－２ 「その他付随業務」等の取扱い</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）<u>等</u>を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 資金の貸付け等と同様の経済的効果を有する取引</u></p> <p><u>① 銀行が、顧客又はその関係者の宗教を考慮して、商品（取引所において売買することができる物品をいう。以下この（3）において同じ。）の売買（取引所外での売買を含む。以下この（3）において同じ。）</u>、<u>物件の賃貸借又は顧客の営む事業に係る権利の取得が含まれる資金の貸付けと同様の経済的効果を有する取引（法第10条第1項第2号又は同条第2項第18号に該当するものを含む。）を行う場合には、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>イ. 当該取引に商品の売買が含まれる場合には、当該商品の売買代金に係る信用リスク以外に商品に関するリスク（当該取引に必要となる商品の売買ができないリスクを含む。以下この（3）において同じ。）を銀行が負担していないこと。</u></p> <p><u>ロ. 当該取引に物件の賃貸が含まれる場合（銀行が当該物件の取得前に取得の対価を支払う場合を含む。）には、当該物件の賃料に係る信用リスク以外に当該物件に関するリスクを銀行が負担していないこと。また、法第10条第2項第18号の要件を満たすこと、銀行が物件の建設等、銀行が行うことのできない業務を行うこととなっていないこと。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(3) 上記(1)及び(2)に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>ハ、当該取引に顧客の行う事業に係る権利の取得が含まれる場合には、当該権利から生じるキャッシュフローが資金の貸付けと同様であり、当該事業に関するリスクのうち当該顧客に対する信用リスクと評価できないものを銀行が負担していないこと。</u></p> <p><u>② 銀行が、顧客又はその関係者の宗教を考慮して、商品の売買が含まれる預金の受入れと同様の経済的効果を有する取引（法第10条第1項第1号に該当するものを含む。）を行う場合には、商品に関するリスクを負担していないことに留意する。</u></p> <p><u>③ 銀行が、顧客又はその関係者の宗教を考慮して、商品の売買が含まれる金利・通貨スワップ取引と同様の経済的効果を有する取引を行う場合には、商品に関するリスクを負担していないことに留意する。</u></p> <p>(4) 上記(1)から(3)までに定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>(以下略)</p>